



「金融デリバティブ商品による損失と対処①」

平成22年にわが国でも金融ADR(裁判外紛争解決制度)制度が始まりましたが、株価の低迷や急激な円高もあってか、デリバティブ商品に関するトラブルで当該機関を利用されるケースが急増しています。ハイリスクハイリターンの代表格とも言えるデリバティブ商品ですが、資産運用は投資家自身の自己責任が大原則でありながら、何故ADRが増えているのでしょうか。

そもそもデリバティブ商品と言っても為替連動債や株価連動債、金利スワップなど種類は多岐にわたります。これらデリバティブ商品は仕組が複雑でハイリスクハイリターンの上級者向け金融商品と言った感がありますが、大学や地方自治体の資金運用にデリバティブを組み込んだものが使われて巨額の損失を計上したと言う数年前のニュースを覚えている方も多いと思います。また、本業が好調な企業が余裕資金の運用としてデリバティブを組み込んだものの、その後多額の損失を計上してしまい資金繰りが悪化し、事業の存続自体も危ぶまれるといった事態も発生しています。これらおおよそ「投資の上級者」とのイメージとは相当かけ離れた企業や自治体などが、この手の商品に手を出してしまい結果として多額の損失を生んでしまうのは、景気低迷により余裕資金を運用しようにも優良な投資先が見つからないといったことだけではないようです。

金融庁や全国証券問題研究会などが発表している情報を見ると、デリバティブ商品に寄せられている投資家からの苦情として一番多いのは、個人投資家・法人投資家にかかわらず「説明義務違反」つまり、十分なリスク説明を受けずに商品を購入し、損失が発生してしまったというケースです。

現在わが国では投資家が投資商品を購入する際、販売側が十分な説明を行い、投資家が内容を理解し納得した上でないと購入できないことになっていますが、現状は投資家が十分リスクを認識した上で購入しているとは言い難いケースも多々あるようです。

実際、デリバティブ商品をめぐる最近の判例を見ると、投資家が被った損失額の一定割合を金融機関側が負担するようにとした原告側である投資家勝訴の判決も出ています。中には数千万、数億円の損失額に対し、その何割かを金融機関が負担すべきという判決も出ています。

第三者的に対岸から火事を眺めるような感覚で言えば、「それほどの損失が発生するまで何故ほっておいたのか」、「余裕資金の運用なのだから損失が発生しても本業や生活に窮することはないのでないのか」と思ってしまうのですが、実はここにデリバティブ商品ならではの複雑な仕組みが関係しています。

デリバティブ商品の場合、あらかじめ決められた条件に該当すると損益が発生しますが、例えば為替連動債の場合「為替が当初より〇%円変動したら〇%」と言った具合に受取る金利が決められていたりするのですが、今般の急激な円高のような状態になると金利がまったく付かなくなる、つまりリターンが受取れなくなります。しかもこの手の商品の中には途中解約をする場合多額の違約金が発生するものも多いのです。

このほか、基準となる指標が一定額(割合)を下回ると損失が確定するというノックインや急激な円高によって毎月多額の損失額(追証)が発生し金融機関への支払が発生する為替デリバティブなど、デリバティブの商品特徴を理解しようとすると膨大な量の資料や専門用語と格闘することになります。

知識不十分の投資家が金融機関からのリスク説明が不十分な状態でこの手の商品を購入したとしても、当然のことながら利益の出ている(多額の損失が発生していない)間は何も問題はありません。実際のところ、メガバンクや大手証券会社などがこの手の商品を積極的に販売していたのは今から数年前、リーマンショック前のことです。それがリーマンショックとその後の世界的な金融不安定な状況、急激な円高によって事態は急速に悪化、多額の損失が発生するケースが頻発し、さらに冒頭で紹介した金融ADR機関の発足により、これらの事態は広く知られるようになりました。

では、もしご自身や大切なご家族、あるいは顧問先でデリバティブ商品による損失が発生してしまった場合どうすれば良いのでしょうか。また、金融 ADR とはそもそもどのような機関で、どう利用すればよいのでしょうか。それは次回へ

〈著者プロフィール〉

三宅 謙志 氏

株式会社K P アムライズ取締役／税理士三宅事務所代表

法人・個人に対するファイナンシャルプランニングや税務顧問・相続対策・各種情報提供などを専門に行う。また、資産家向けセミナーや金融機関・不動産業界向け企業研修、執筆業務も精力的に行っている。国内外の金融商品や各不動産情報、起業情報を積極的に収集し、国内外の顧客に情報発信している。

◇今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士FP 実務研究会事務局では、FP 実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士FP 実務研究会事務局【(株)日税ビジネスサービス 総合企画部】までご連絡ください。TEL 03-3340-4488